

## 船舶事故調査報告書

平成26年3月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年8月15日（木） 20時00分ごろ
発生場所	長野県諏訪湖 長野県諏訪市所在の市峠三等三角点から真方位270° 4, 410m付近 （概位 北緯36° 02.4′ 東経138° 05.6′）
事故調査の経過	平成25年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート エクストラオールド、不詳 なし、個人所有 5.63m (Lr) × 1.38m × 0.54m、FRP ガソリン機関（船外機）、18.38kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年1月28日 免許証交付日 平成22年6月28日 （平成27年11月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、諏訪湖の花火大会を見物するため、諏訪湖の初島付近に向けて航行中、雨が降り出したので、諏訪市中門川河口に架かる橋の下で雨宿りをした。 本船は、雨がやみ、花火が打ち上げられ始めたので、付近で雨宿りをしていた他の船舶と共に出発し、初島の西方沖に到着した。 船長は、雨が再び降り出し、平成25年8月15日19時30分ごろから激しくなったので、帰ることにした。 本船は、投光器を積んでいたが、激しく降る雨に反射して遠方を照射できなかった。 船長は、激しく降る雨で視界も悪く、夜間であったので、避難可能な場所を探すことができず、時折、稲妻に映し出される湖水処理場の建物を頼りに諏訪市舟渡川の出発地に向けて航行していたところ、北

	<p>北西から吹き下ろすような強風を受けた。</p> <p>船長は、危険を感じて本船を岸寄りに航行させていたが、本船の右舷方から打ち込んでいる波を視認し、出発地まで帰ることができないと思い、諏訪市洪崎の湖岸から約20m沖にある離岸堤（以下「本件離岸堤」という。）に本船の船首を着岸させた。</p> <p>本船は、本件離岸堤に着岸中、生い茂る水草で船の向きを変えることができず、波が船内に打ち込み、水船状態となっていたところ、右舷船尾方から強風を受け、20時00分ごろ左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び知人5人は、落水したが、それぞれが泳いで本件離岸堤に上がった。</p> <p>船長は、全員の無事を確認し、本件離岸堤から湖岸に渡る方法を調査して知人5人に相談した結果、警察に救助を要請することにした。</p> <p>知人5人は、知人Aの携帯電話で警察に連絡後、来援した救助艇に乗船し、諏訪市のヨットハーバーに到着した。</p> <p>船長は、本件離岸堤から岸まで泳いで渡り、湖岸で待機していた警察の車で知人5人の待つヨットハーバーに運ばれた。</p> <p>本船は、後日、警察が手配した業者に諏訪市所在のヨットハーバーへえい航されて上架された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北北西、風力 6、視界 不良</p> <p>長野地方気象台から16時31分に発表された「大雨と雷及び突風に関する長野県気象情報 第1号」の気象状況によれば、南からの暖かく湿った空気と上空の寒気の影響により、大気の状態が非常に不安定であり、15日夜遅くにかけて雷を伴う激しい雨が降り、竜巻などの激しい突風の虞もあるとのことであった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、15～20年前、わかさぎ釣りを楽しむため、本船を購入し、主に10月及び11月の休日に使用していたが、7～8年前から年に1度花火大会の際に使用する程度であり、昨年は1度も使用していなかった。</p> <p>船長は、過去に実施された諏訪湖の花火大会の日に雨の降ることもあったが、雨が一度激しく降り、やむと再び激しく降ることがないという経験があり、本事故当日、16時ごろ雨が激しく降り、やんだことから、再び激しく降ることはないと思い、本船の出発を決めた。</p> <p>船長及び知人5人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、平成11年以降、小型船舶検査機構（JCI）の定期的検査を受検しておらず、船舶検査証書が失効していた。</p> <p>本件離岸堤は、木製の杭で囲んだ柵の中に碎石を入れたものであり、柵の中の水深は約0.5mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、諏訪湖の本件離岸堤に船首を着岸中、波が船内に打ち込み、水船状態になっていたところ、右舷船尾方から風力6の風を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船が受けた風は、吹き下ろすような風であったこと、及び大気が南からの暖かく湿った空気と上空の寒気の影響により、不安定になっていたことから、積乱雲が発生し、冷えて重くなった強い下降気流によるものと考えられる。</p> <p>本船は、船舶検査証書が失効していたことから、航行の用に供してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、諏訪湖の本件離岸堤に船首を着岸中、波が船内に打ち込み、水船状態になっていたところ、右舷船尾方から風力6の風を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に気象情報を確認し、大気状態が不安定で強風の発生する虞がある場合は、出発しないこと。</li> <li>・ 事前に出発地から目的地までの間で緊急時に避難する場所を決め確認しておくこと。</li> <li>・ 船舶所有者は、船舶を航行の用に供する際、船舶検査を受検すること。</li> </ul>